

〇計画の目的

- 県土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき策定するもので、次の機能を有する県土利用の総合的方针
 - 個別規制法(都市計画法、農振法、森林法等)に基づく諸計画の上位計画として、行政内部の総合調整機能
 - 土地取引について直接的、開発行為について個別規制法を通じて間接的に、規制の基準として機能

〇計画変更の理由及び概要

- 国が定める国土利用計画を基本とすることから、令和5年7月に閣議決定された第六次国土利用計画(全国計画)との整合を図るため変更
- なお、平成29年3月策定の際、茨城県国土利用計画の内容との重複や相違点を解消するため、同計画を茨城県土地利用基本計画に統合し一本化済

第1章 県土利用の状況及び基本的条件の変化と課題

1 県土利用の状況

(1) 県土の概要

- 東京都と近接し、水と緑に恵まれた多彩な県土を形成
- 全国第4位の可住地面積を有し、気候も温和で自然災害が少なく暮らしやすい環境

(2) 土地利用の動向(H26→R3年) ※最新版令和4年は確認中

- 農地は減少傾向、道路・宅地は増加傾向
(農地:172,300ha→162,300ha)
(道路:42,700ha→43,200ha、宅地:74,100ha→76,700ha)

2 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

(1) 人口減少・高齢社会の急速な進展

土地需要の減少に伴い、県土の利用と管理が縮小するおそれ
 → 県土の適切な利用・管理のあり方の構築が重要

(2) 安全・安心な県土利用の実現の重要性

水害等自然災害の発生による安全・安心への県民の意識の高まり
 → 防災・減災の強化とともに安全性を計画的に高める県土利用・管理への転換

(3) 自然環境の保全と活用の重要性

更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失のおそれ
 → 自然環境と調和した持続可能な経済社会システムの構築が重要

(4) 広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進

陸・海・空の広域交通ネットワークの進展
 → 物流や観光など多様な分野における交流の拡大と広域連携が重要

(5) デジタルの徹底活用と官民連携による地域課題の解決

デジタルの活用と官民連携により(1)~(4)の変化に対応
 → 豊かさの実現と人々が安心して住み続けられる地域づくり

第2章 県土利用の基本方向

1 県土利用の基本目標

- 都市機能を都市中心部や生活拠点等に集約するとともに、各地域をネットワークで結ぶ「コンパクト+ネットワーク」による土地利用の転換
- 自然環境や美しい景観等の保全等による健全で感性に満ちた人材が育つ県土環境づくり
- 最先端の科学技術の集積や陸・海・空の広域交通ネットワークなどの地域資源を最大限に活用するための県土の有効利用と適切な維持管理

2 県土利用の基本方針

(1) 適切な県土管理を実現する県土利用・管理

- ・土地の利用・管理手法を定める地域管理構想の推進
- ・空き地や空き家の管理・利用の円滑化
- ・荒廃農地の発生防止・解消
- ・産業集積のための土地利用転換など関連制度の弾力的活用

(2) 安全・安心を実現する県土利用・管理

- ・ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策の実施
- ・災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限、より安全な地域への居住等の誘導
- ・気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進
- ・災害の防止等に重要な役割を果たす森林の整備・保全
- ・事前防災・事前復興の観点からの地域づくり

(3) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用・管理

- ・自然環境の保全・再生、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成にむけ多様な主体の連携
- ・自然環境が有する多機能を活用した地域課題の解決
- ・カーボンニュートラルの実現に向けた取組の促進

(4) 県土利用・管理DXを含む複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

- ・複合的な効果をもたらす施策による県土の多面的機能の発展と利用価値向上
- ・分野横断的に地域の情報を一元的に把握し、対策の検討
- ・デジタル技術の徹底活用、各主体が所有するデータのオープン化による利活用の促進

(5) 多様な主体による県土利用・管理

- ・多様な主体の参加や官民連携による取組の促進
- ・県民一人ひとりが県土に関心を持ち、県民参加による県土管理の推進

第3章 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

1 調整指導方針

五地域区分	五地域区分 細区分	都市地域		農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域
		市街化区域及び用途地域	市街化調整区域				
都市地域	市街化区域及び用途地域	×	×				
	市街化調整区域	×	×				
農業地域	農用地区域	×	←	×			
	その他	×	←	△	×		
森林地域	保安林	×	←	×	←		
	その他	▲	←	△	↑	×	
自然公園	特別地域	×	←	←	←	○	○
	普通地域	▲	←	←	←	○	○
自然保全	特別地区	×	←	←	←	○	○
	普通地区	×	←	←	←	○	○

- ×: 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ←: 矢印方向の土地利用を優先する。
- △: 原則として、矢印方向の利用を優先し、都市的な利用を抑制する(特定の場合を除く。)
- ↑: 原則として、矢印方向の利用を優先するものとするが、矢印方向の利用との調整を図りながら、他方の利用を認める。
- ▲: 原則として、都市的な利用を優先するが、他方の機能維持に努める。
- △: 土地利用の現況に留意しつつ、両地域間の調整を図りながら、都市的な利用を認める。
- : 両地域が両立するよう調整を図る。

3 五地域の土地利用の原則

地域名	細区分	土地利用の原則
(1) 都市地域 [都市計画法に基づく都市計画区域]	・市街化区域及び用途地域 ・市街化調整区域 ・その他	一体の都市として総合的に開発、整備、保全する。
(2) 農業地域 [農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域]	・農用地区域 ・その他	総合的に農業の振興を図る。
(3) 森林地域 [森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林]	・保安林 ・その他	林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る。
(4) 自然公園地域 [自然公園法に基づく自然公園地域等]	・特別地域 ・普通地域	優れた自然の風景地の保護及び利用の増進を図る。
(5) 自然保全地域 [自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等]	・特別地区 ・普通地区	良好な自然環境の保全を図る。

2 留意事項

- 土地利用調整に当たって留意する事項
- 各法令の理念の遵守及び法令間の適切な連携・調整による土地利用の合理的利用の確保
 - 市町村の土地利用に関する諸計画及び施策との調整
 - 農用地の無秩序な転換の防止と優良農地の確保
 - 森林の有する公益的機能を十分に考慮した周辺土地利用との調整
 - 農山村における土地利用混在による弊害防止のための必要な土地利用のまとまりの確保
 - 大規模な土地利用の転換における県土の保全、環境の保全等の配慮
また、産業系土地利用における広域交通ネットワークの活用

茨城県土地利用基本計画骨子案【主要要素】について

国による第六次国土利用計画（以下「全国計画」という。）が閣議決定されたことなどに伴い、茨城県土地利用基本計画（以下「県計画」という。）の見直しを行う。主要要素は、下記のとおり。

【全国計画】

全国計画における「国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題」及び「国土利用の基本方針」の要旨は以下のとおりとなっている。

- ① 本格的な人口減少・高齢化
 - ・変化・課題：土地管理水準の低下及び非効率な土地利用の増大
 - ・方針：地域管理構想、産業集積のための土地利用転換の推進
- ② 大規模自然災害の頻発
 - ・変化・課題：気候変動の影響と大規模自然災害への脆弱性と危機への対応
 - ・方針：災害に対応する「流域治水」、事前防災・事前復興の推進
- ③ 自然環境、景観等の悪化
 - ・変化・課題：良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失
国際公約（カーボンニュートラル、30by30目標）に向けた取組
 - ・方針：生態系ネットワークの形成、自然環境が有する多様な機能の活用
- ④ ①から③に共通する課題
 - ・方針：デジタルの活用（地理的情報の一元化、データのオープン化）
多様な主体の参加と官民連携

【県計画】

全国計画を踏まえ、県計画を以下のとおり見直すこととするとともに、県総合計画等を踏まえた所要の見直しも行う。（現計画との対比表及び修正ポイント等の詳細については次頁以降）

- ① 全国計画における「国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題」及び「国土利用の基本方針」を踏まえた見直し
 - ・「デジタルの徹底活用と官民連携による地域課題の解決」の新設（第1章2(5)）
 - ・「流域治水」など気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化等への対応方針を県土地利用の基本方針に明記（第2章2(2)）
 - ・県土地利用の基本方針に「県土利用・管理DX」の要素を追記（第2章2(5)）
- ② ①のほか、全国計画の見直しを踏まえた新たな視点・要素の追加
 - ・現計画「県土利用をめぐる基本的条件の変化」について、「変化」に加えて「課題」の要素を追加
例：第1章
県土利用の状況と基本的条件の変化 → 県土利用の状況及び基本的条件の変化と課題
 - ・現計画「県土利用の基本方針」について、「利用」に加えて「管理」の要素を追加
例：第2章2(1)
適切な県土管理を実現する県土利用 → 適切な県土管理を実現する県土利用・管理
- ③ その他の見直し
 - ・全国計画の記載にあわせた記載順の変更
 - ・県総合計画を踏まえた所要の見直し

茨城県土地利用基本計画骨子案（新旧対照表）

現計画 (第五次全国計画を基本)	新計画（案） (第六次全国計画を基本)
<p>前 文</p> <p>第1章 県土利用の状況と基本的条件の変化</p> <p>1 県土利用の状況</p> <p>(1) 県土の概要</p> <p>(2) 土地利用の動向</p> <p>2 県土利用をめぐる基本的条件の変化</p>	<p>前 文</p> <p>第1章 県土利用の状況及び基本的条件の変化と課題</p> <p>1 県土利用の状況</p> <p>(1) 県土の概要</p> <p>(2) 土地利用の動向</p> <p>2 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題</p>
<p>【修正理由】</p> <p>○ 全国計画において、国土の利用の計画にあたって考慮すべき事項として、「国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題」が記載されていることを踏まえ、「課題」を追記</p>	
<p>(1) 人口減少・高齢社会の急速な進展</p> <p>【記載順の変更】</p> <p>(4) 安全・安心な県土利用の実現の重要性</p>	<p>(1) 人口減少・高齢社会の急速な進展</p> <p>(2) 安全・安心な県土利用の実現の重要性</p>
<p>【修正理由】（参考：全国計画概要1. の2.）</p> <p>○ 近年の相次ぐ自然災害の発生に鑑み、「安全・安心な県土利用の実現の重要性」と「自然環境の保全と活用の重要性」を全国計画の入替に合わせて修正</p>	
<p>【記載順の変更】</p> <p>(2) 自然環境の保全と活用の重要性</p> <p>【記載順の変更】</p> <p>(3) 広域交通ネットワークの形成</p>	<p>(3) 自然環境の保全と活用の重要性</p> <p>(4) 広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進</p>
<p>【修正理由】（参考：県総合計画）</p> <p>○ 県総合計画で「新たな交流・広域連携の推進」の視点の記載による修正</p> <p>【主な記載】</p> <p>・ 陸海空の広域交通ネットワークを活用し、物流、観光等様々な分野における広域連携の推進を記載</p>	

<p>【新設】</p>	<p>(5) デジタルの徹底活用と官民連携による地域課題の解決</p>
<p>【修正理由】(参考：全国計画概要1.の4.5.)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的条件の変化(人口減少など)に対して、全国計画で「デジタルの徹底活用」と「多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決」が新たに示されたため、項目新設 <p>【主な記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新計画(1)～(4)各項目の課題に対して、デジタルの徹底活用と官民連携による地域課題を解決し、地域づくりを進めることの重要性を記載 	
<p>第2章 県土利用の基本方向</p> <p>1 県土利用の基本目標</p> <p>2 県土利用の基本方針</p> <p>(1) 適切な県土管理を実現する県土利用</p>	<p>第2章 県土利用の基本方向</p> <p>1 県土利用の基本目標</p> <p>2 県土利用の基本方針</p> <p>(1) 適切な県土管理を実現する県土利用・管理</p>
<p>【修正理由】(参考：全国計画概要1.①)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国計画において、国土利用の基本方針の各項目名が「国土利用」から「国土利用・管理」に変更されるなど、「管理」の概念がこれまで以上に重要視されていることを踏まえ、基本方針の各項目に「管理」の概念を追記。 <p>【主な記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の利用・管理手法を定める地域管理構想の推進や産業集積のための土地利用転換など記載 	
<p>【記載順の変更】</p> <p>(3) 安全・安心を実現する県土利用</p>	<p>(2) 安全・安心を実現する県土利用・管理</p>
<p>【修正理由】(参考：全国計画概要1.②)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 【再掲】全国計画において、国土利用の基本方針の項目が「国土利用」から「国土利用・管理」に変更されるなど、「管理」の概念がこれまで以上に重要視されていることを踏まえ、基本方針の各項目に「管理」の概念を追記。あわせて項目に「管理」の追加と、新たに「課題」を示されたことにより修正 <p>【主な記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応する流域治水や事前防災・事前復興の観点からの地域づくりの推進など記載 	

<p>【記載順の変更】</p> <p>(2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用</p>	<p>(3) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用・管理</p>
<p>【修正理由】（参考：全国計画概要 1. ③）</p> <p>○ 【再掲】全国計画において、国土利用の基本方針の項目が「国土利用」から「国土利用・管理」に変更されるなど、「管理」の概念がこれまで以上に重要視されていることを踏まえ、基本方針の各項目に「管理」の概念を追記。</p> <p>【主な記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生態系ネットワークの形成、自然環境が有する多様な機能を活用した地域課題の解決を記載 	
<p>(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用</p>	<p>(4) 県土利用・管理DXを含む複合的な施策の推進と県土の選択的な利用</p>
<p>【修正理由】（参考：全国計画概要 1. ④）</p> <p>○ 全国計画の国土利用の基本方針に「国土利用・管理DX」が掲げられたことを踏まえ、複合的な施策に「県土利用・管理DX」を含める修正。</p> <p>【主な記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現計画の複合的な施策の推進などに加え、デジタルの活用による県土利用・管理の効率化を記載 	
<p>(5) 多様な主体による県土の県民的経営</p>	<p>(5) 多様な主体による県土利用・管理</p>
<p>【修正理由】（参考：全国計画概要 1. ⑤）</p> <p>○ 【再掲】全国計画において、国土利用の基本方針の項目が「国土利用」から「国土利用・管理」に変更されるなど、「管理」の概念がこれまで以上に重要視されていることを踏まえ、基本方針の各項目に「管理」の概念を追記。あわせて項目に「管理」の追加と、新たに「課題」を示されたことにより修正</p> <p>【主な記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な県土利用・管理を推進するに当たり官民連携による多様な主体の参加・連携の促進を記載 	
<p>3 五地域の土地利用の原則</p> <p>第3章 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針</p> <p>1 調整指導方針</p> <p>2 留意事項</p>	<p>3 五地域の土地利用の原則</p> <p>第3章 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針</p> <p>1 調整指導方針</p> <p>2 留意事項</p>

茨城県土地利用基本計画変更スケジュール（案）

		令和5年度				R6年度												
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
土地利用基本計画 （計画書の変更）			① 1/12 国土審 ・計画書 見直し 方針 ・計画図 変更	計画書（素案）作成	作成	計画書（原案）作成	作成	②国土審 ・計画書 （原案）諮問		計画書 （案） 作成		③国土審 ・計画書（案） 答申 ・計画図 諮問・答申					変更決定 公表（告示）	
土地利用基本計画 （計画図の変更）					変更決定 公表（告示）					変更案件確定								変更決定 公表（告示）
その他													■常任委員会 ・計画書（案）説明 パブコメ					議会報告
国との調整	計画書											事前調整						意見聴取
	計画図											事前調整						意見聴取
市町村との調整	計画書				事前調整		事前調整					意見聴取						
	計画図											意見聴取						

※黄色枠：法定手続